

## 令和5年度「YOKOHAMA Hack!」運營業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 令和5年度「YOKOHAMA Hack!」運營業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市総務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「選定委員会要綱」という。）、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選定委員会要綱第6条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 評価委員会の設置及び評価委員の選定
- (2) 実施要領の作成
- (3) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託者の特定に必要な事項の設定
- (4) 提案資格（参加条件）の決定
- (5) 受託候補者の特定に関する事項

(実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 当該業務の実施体制等
- (2) 当該業務に関する具体的な提案
- (3) 機能充実や価値向上への取組
- (4) 事業実績
- (5) 企業としての取り組み
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務の実施体制等の妥当性・実現性

(2) 提案内容の妥当性・実現性

ア 運営業務内容の理解

イ 技術知見を用いた支援

(3) 機能充実や価値向上の取組内容の妥当性・実現性、取組意欲

ア マッチング手法

イ 企業等の参画促進

ウ 価値向上のアイデア

(4) 事業実績

(5) 企業としての取り組み

2 プロポーザルの評価にあたって、応募多数の場合は1次審査として書類選考を行い、3者程度を選定し、2次審査としてヒアリングを行うものとする。なお、2次審査では提案者からのヒアリング実施後、評価項目について再度評価を行う。また、応募数が3者以下の場合は提案者全員にヒアリングを行い選考するものとし、2次審査は行わないものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

5 評価点が最も高い者を特定する。評価点が同点の場合は、評価項目の第5条(2)ア、(2)イ、(1)の順で評価点が高い者を特定する。各評価項目がすべて同点の場合は、評価委員による採決により特定する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(3) 評価の集計及び報告

(4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 総務局人材育成・職員健康担当部長

副委員長 デジタル統括本部企画調整部担当部長

委員 デジタル統括本部企画調整課担当課長

経済局産業連携推進課担当課長

デジタル統括本部デジタル・デザイン室長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を総務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(提案資格確認の通知)

第8条 実施取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第9条 実施取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(その他)

第10条 令和6年度及び令和7年度の委託契約については、前年度の履行状況等を検査し適正性が確認できた場合に契約を決定するものとする。

附 則

この要領は、令和4年12月22日から施行する。